

「地方自治法の一部を改正する法律案」に係る

“国の補充的な指示”制度創設反対

2024年3月7日 藤代政夫

昨年2023年12月21日「地方制度調査会」から出された「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」に沿った形で『地方自治法の一部を改正する法律案』が今国会に出されようとしています。

改正法案では三つの点が提案されています。

1) DXの進展を踏まえた対応、2) 地域の多様な主体の連携及び協働の推進、3) 大規模災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例。と。

1)～3)それぞれ問題点を含む改正案ですが、特に「大規模な災害、感染症の蔓延、その他・・・国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」の中では2000年の地方分権一括法の基本原則と抵触する諸方策が語られています。

2000年の地方分権一括法で機関委任事務はなくなり“通達”も廃止され“通知(技術的助言)”と言うことになりました。「国と地方自治体とは対等」であり、地方自治体の「条例制定権」「自治事務にかかる法律の条文解釈権は一義的に自治体にある」ことが認められ地方自治体の自主的・主体的活動のより拡充によって憲法92条の地方自治の本旨を実現しようとしています。

ところが今回の改正法案では、「特例」であり「必要最小限度の範囲で」「閣議決定」でするものと言いつつも地方自治法の規定を直接の根拠として必要な指示を行うことが出来るようにする『国の補充的な指示』を地方自治法の中に規定しようとしているのです。

その「特例規定の内容として

○国による地方自治体への資料または意見の提出を求めることを可能とする。

○国の指示により都道府県の事務処理と保健所設置市区等の事務処理との調整を行う。

○国による地方公共団体相互間の応援の要求・指示、職員派遣の斡旋等を可能とする。

○適切な要件・手続きのもと、国から地方自治体への『補充的な指示』を可能に。

が示されています。

これでは“国と地方自治体は対等”といった2000年の地方分権一括法で示された根本原則が壊されてしまいます。

改正法案第14章国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例・第252条の26の3～26の10に規定されていますが

指示を出す要件として各大臣は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態(大規模な災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態)が発生し、又は発生するおそれのある場合」・「生命等の保護の措置(国民の生命・身体もしくは財産の保護のための措置)の的確かつ迅速な実現を確保するため特に必要があると認めるとき」・「他の法律の規定に基づいて必要な指示をすることが出来る場合を除き」・「閣議決定」して「必要な限度」において「普通地方公共団体に対し・・・講ずべき措置に関し必要な「指示」をすることが出来るものとする。」と細かく規定しています。

しかし要件としての「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは災害・感染症のどの状況を言うのか?又、『その他』には国民保護法の対象も含まれるのか?その概念があまりにも抽象的

で不明瞭です。しかも“国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又発生するおそれのある場合”と“おそれ”はどこまで言うのか不明瞭。大臣の恣意的判断が入ってきてしまいます。

又「必要最小限度」の範囲も総務省の説明「国民の生命、身体または財産の保護のため必要な措置の実現確保が求められる場合」では問いに対して問いで答えるような不明瞭な概念で問題が多すぎます。

何よりもこの「補足的な指示」を創設する立法事実がないのです。

総務省は「コロナ感染症での課題は個別法の改正で手当てされ、今では個別法で対応できるが個別法の範囲を超えた事態の場合に対して指示権を用意しておくことが立法事実です」と説明するが、コロナ感染症時の困難・風水害・地震時の困難は個別法(災害対策基本法・感染症法等)改正のための立法事実ではありますが地方自治法改正の立法事実にはなりません。

個別法で解決できるものを何故、地方自治法の基本原則を壊してまでも「補足的な指示」を地方自治法の中に規定しようとするのかの立法事実の説明できません。

法案 14 章を見ていると国の地方自治体へのコントロール権の強化、“国から県へ・県から市町村へ”というピラミッド型の中央集権の国家主義の行政に戻したいとしか思えません。自治権を放棄した社会に民主主義はありません。

今回の法改正の為の理由として答申のなかでも総務省の説明でも、「コロナ感染症に際して保健所の・病床の逼迫、ダイヤモンド・プリンセス号対応の困難」を言っていますが、これらは国が新自由主義の政策で医療のカット・保健所をなくしてきた結果の困難さであり、感染症対策の基本が先端医療に依拠していない政策の遅れ故のものなのに、地方自治体への国の指示権がなかったから混乱したみたいな理由付けは許せません。

2023 年施行となった個人情報保護法に対する地方自治体の条例改正はほとんどが個人情報保護委員会のガイドライン(国の技術的助言なのにまるで通達《指示》だったかのごとく)に従った「●施行条例」として規定しました。各自治体はみづからの自治権を放棄してしまいました。国からの圧力が強まっています。

このような状況下自治法に国の指示権が規定されたら地方自治体の自治権は更に大きく後退してしまいます。

公共サービスを市場原理の中へ投げ出してしまった(新自由主義の中へ)結果、非正規公務員は増加、その労働環境の劣悪化を生み出している。まさに官製ワーキングプアです。

今こそ公共を復権し、自治体で働く一人ひとりが人間として処遇され、市民が安心して暮らせるようよう公共サービスを実行するには、生活の場となる地方自治体における自治の基本原則が大切なのです。

今回の地方自治法改正案は私たちが求める“住民参加の地域主権=ムニシパリズム”と真逆のものです。地方自治法の改正法案に反対です。

*DXへの対応としての情報システムの最適化、サイバ-セキュリティの確保の方針・措置を総務省の指針のもと進めていくには、マイナンバー制度の問題、情報システムへの民主的チェックの問題が解決されておらず、国の指示権強化と連動する課題があります。

*地域の多様な活動する団体(自治会など)を市町村長が「指定地域共同活動団体」と指定することで、自治活動をしている自治会などが市町村の下請け機関のようになってしまう危険性がある点を自治の観点から慎重に議論しなければと思われま